

学校法人永原学園における カスタマーハラスメントに対する基本方針

互いの人格と立場を尊重し、安心して学び、働くことのできる教育環境を守るために

1. はじめに

学校法人永原学園(以下、「本学園」と言います。)は、「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」ことを建学の精神として、建学以来、社会に有用な人材を輩出するとともに地域社会への貢献を行ってまいりました。本学園の教職員は、この建学の精神を全うすべく日々取り組んでいます。

近年、本学園の教職員以外の者による、教職員に対する不当・過剰な要求や暴言・威嚇・脅迫等のいわゆるカスタマーハラスメント行為により、本学園業務の正常な運営に支障をきたすことがあります。これらの行為は、教職員の尊厳を傷つけ、教職員の就業環境や教育研究環境を害するものです。本学園として、これらの行為を容認せず、毅然とした態度で対応し、教職員の安全確保及び教育環境の維持に努めます。

2. 本学園におけるカスタマーハラスメントの定義

学生、保護者、地域住民、その他本学園の関係者等による、本学園や教職員に関する要求・言動において、教職員が従事する業務の性質その他事情に照らして 社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境又は教育研究環境が害されるもの。

3. 本学園におけるカスタマーハラスメントの行為の類型

(1)言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- そもそも要求に理由がない又は提供する教育サービス等と全く関係のない要求(性的な要求、教職員のプライバシーに関わる要求等)
- 想定している教育サービスを著しく超える要求(担任交代の要求、業務時間外に対応を強いる等)
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求(成績改ざん、学納金の減額、卒業・推薦の保証要求等)
- 不当な損害賠償要求
- 過度な謝罪の要求や教職員の処罰・異動・退職等の要求等

(2)手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- 身体的な攻撃(暴行、傷害等)
- 精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要、盗撮、人格否定、SNS等のインターネット上での誹謗中傷やプライバシーに係る情報の投稿等)
- 威圧的な言動(暴言、怒鳴り声、机を叩く等の威嚇行為)
- 継続的、執拗な言動(同様の質問を執拗に繰り返す、話のすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立て、同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつける等)
- 拘束的な言動(不退去、居座り、深夜・早朝の連絡、長時間の電話等)

上記は、例示であり、これらに限られるものではありません。

4. 本学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

- 本学園が、カスタマーハラスメントに該当すると判断される言動等を確認した場合、教職員を守るため、組織として毅然として対応します。また、教職員一人ひとりを守るため、以後の対応をお断りすることがあります。
- 悪質な行為と認められる場合には、警察や弁護士等と連携し、法的措置を含め、厳正に対応します。
- カスタマーハラスメント行為の被害にあった教職員のケアを最優先し、適切な対応を行います。
- 発生したカスタマーハラスメントの事案については、原因の究明に努め、同様の事案の発生を回避する対策を検討します。
- 教職員が加害者にならないように取り組みます。

5. 教職員の支援体制

- ハラスメントに関する相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
- 教職員への研修等を通じて、対応力の向上を図ります。

6. 保護者及び関係者の皆様へのお願い

本方針は、本学園の関係者の皆様との信頼関係のもと、より良い教育環境の実現を目指すものです。すべての関係者が互いに人格と立場を尊重し、良好な関係の構築と円滑な教育活動の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

本学園では、学生・園児等一人ひとりに応じた教育を行っておりますので、特に保護者の皆様におかれましては、温かく見守っていただければ幸いです。

なお、学生・園児等の成長につながるご意見につきましては、真摯に受け止め、改善に努めてまいりますので、引き続き、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご理解とご協力をお願いいたします

令和8年9月
学校法人永原学園
理事長 福元 裕二